

(質問第九十七号) 昭和二十二年十月十八日配付

渡良瀬川堤防工事促進等に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

渡良瀬川堤防工事促進等に関する質問主意書

一、渡良瀬川の川口たる埼玉縣北埼玉郡川邊村の北部決潰口は未だに堤防工事がない。僅かに丸太が運送されたのみである。川邊村、利島村村民は、この政府のスローモーション行爲に激昂してあるが、政府は、特に國民を虐待する意思がないと思うが、毎日の天候により村民数千名は、再度の浸水に心痛してあるが、堤防工事促進の予定を報告されたい。なお、これに対する政府の処見を問う。

二、今回の関東地方の大洪水により数千戸の家が流出したが、大部分が水流の下流に押し流され、行くに舟なく、その家屋資材は、水流の下の方の村民により皆拾い取られてしまつてある。或る村では、山と積んで勝手に配給してあるのを視察した。他人の所有物を然かも幾千戸の災害者の家の資材に対し、政府は、流出物に保管を命じたか。命じたならば何千戸分が保存されてあるか。明確なる調査の御報告及びその処見を問う。

三、災害のため農民が、農地を失い、住居村より出村し、他村に行き食糧増産に努力致し度い者が続出し

二

てある。例えば群馬縣敷島村の大部分の美田は、大水害のため一日にして石の河原に変化し、農地にす
る一切の條件を失つた。同村以外に同じ沢山の農民がある。この救済を災害民は、必死で視察議員に依
頼する希望は、他村への出村である。この人々に政府は、農地を與えるべきであるが、政府の責任ある
救済の処見を問う。片山内閣の試金石であると思ふが如何。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。